# 第1節 概要

# (1) 先行研究にみるフランス憲法史とその問題

本稿の冒頭ではまず、わが国におけるフランス憲法史研究の動向と問題を指摘した。フランスや英米圏をはじめとする各国において、フランス革命の位置づけを巡り従来のブルジョワ革命論に対する修正主義派による批判がなされ、またそれを機縁として19世紀フランス自由主義固有の意義が再検討されるなど、近代以降のフランスにおける多様な思想を読み取ることによってその歴史を再読する動きが近年盛んになっている。

こうした動向に対して、我が国のフランス憲法史研究はどのような状況にあるのであろうか。全体的な研究の蓄積という観点からは、革命期及び第三共和制期以降の時代に関する研究は数多いものの、他方で第三共和制以前の時期についての個別研究や革命以降の歴史を通史的に論じる研究に乏しく、また近年ではフランス革命そのものへの関心の著しい低下が見られる等の点が指摘しうる。

そうした研究の偏在が生じてきた背景には我が国のフランス憲法史研究の在り方が関係しているように思われる。すなわち、①主たる先行研究が、フランス革命を、封建制から資本主義への移行の画期とする社会経済史的観点から把握しつつ、革命期の1791年憲法と1793年憲法(あるいはそこに充分反映されなかった人民主権等の諸原理)を対立関係において捉え、後者をより望ましいものとして評価してきたこと。②次に、こうした革命理解とも関連して、上層ブルジョワジーの階級的利益が反映された91年憲法的な統治像が克服されてゆく過程という図式の下に19世紀のフランス憲法史の特徴付けがなされてきたことで、この時代が研究対象として独自の意義を有することが充分に認識されてこなかったこと、などが指摘出来よう。また③いわゆるフランスの憲法的伝統についての認識とも関連して、理論的には社会に先行する個人によって取り結ばれる社会、人民の意思の所産としての法といった諸概念が歴史を貫いて妥当すると理解されているように思われる点にも注意が必要である。

しかし、かような憲法思想史理解は充分なものとは言えないであろう。①に関して、そもそもフランス革命を資本主義経済の成立との関係において論じる立場が既に克服されていることに加えて、②について例えば 19 世紀前半期に活躍したギゾー等の自由主義思想を、先行研究のように 91 年憲法や第三共和制期のエスマン等と同一線上に位置付けることが適切であるかどうかは問題である。また③について言えば、そうした社会・国家像が思想のレベルにおいて決して常にドミナントであった訳ではない。むしろ、各時代の政治体制や社会状況、経済的構造に規定されつつ、社会とはいかなるものか、個人と社会の関係はいかにあるべきか、個人の権利・自由はどのような性質をもつものか、といった問題を巡って思想的なレベルでの問い直しが絶えず行われてきた点を理解しなければ、革命期以降のフランス憲法思想史を充分に把握することは出来ないように思われる。

こうした視点から、本稿では、革命期から第三共和制期にかけてのフランスにおける憲法思想を(極めて粗いデッサンに留まるものであるが)再検討した。すなわち、各時代のフランス憲法思想がいかなる問題状況の下に、いかなる社会像や国家像を前提としながら、どのような法体系を構築していったのかという点を、いくつかの法的概念に着目しつつ素描することを試みた。以下、本稿で論じた内容を改めて要約しておく。

## (2) 本稿の要約

## A) 革命期

革命期における憲法思想の特徴の第一は自然権思想に基盤を置くところの社会契約論にある。それ以前の啓蒙思想とりわけモンテスキューらが所与としての法則の存在を前提に、階層化された身分ごとの利益の擁護を主眼としたのに対して、シィエスらこの時期の論者が社会に先行する個人の権利の平等から出発し、諸個人によって取り結ばれる協約による社会の形成を説いたことは重要である。

もっとも、諸個人の権利保護をその眼目としたこの時期の諸憲法は、その実現手段たる議会・選挙制度の構築において鋭い対立を内包していた。すなわち 91 年憲法では政治に関与する能力の不平等を根拠に制限選挙・二段階選挙等を通じたエリートによる立法の必要性が主張され、93 年憲法においては人民のより直接的な政治参加が求められた(もっとも議員は全国民の代表という性質をなお持つものとされた)のである。但し、そこに当時の社会状況への認識や目指すべき政体への相違があったとはいえ、彼らが自然権の保護という目的のためにその実現手段としてあるべき議会制度を追求したという点、また人民の政治参加が要求された場合も、(ヴァルレの議論に見られるように)人民に対する教育の必要性が認識されていた点は重要である。

こうした社会・統治像は、当時の権利概念にも反映する。通俗的には経済的自由を中心とするレッセ・フェール的自由権が支配的な観念であったと説明されることが多い近代市民革命以来の権利概念であるが、そうした理解を採ることは出来ない。シィエスに代表されるように、この時代の人々は封建的支配から解放された、自己の身体と精神を所有する主体として観念され、自己の労働によって得た果実を所有するものと考えられた。しかし、その所有権については(農事法典に見られるように)強度の社会的拘束が当然に予定されていたように、権利・自由がエゴイスティックな概念として観念されていた訳ではなかった。

なお、この労働という観念は扶助の場面でも重要な位置を与えられており、扶助を給付されるか否かの 基準もまた労働可能であるか否かが重要なメルクマールとされた。すなわち労働可能な壮健な者には給 付ではなく労働を、そうでない者に救済を、というのが当時の一般的な扶助の観念であった。そして、こ の扶助は革命期の議論においては法的権利として承認されるべきものと広く理解されていた。

したがって、①この時期の所有権に代表される権利概念が道徳性を帯び、社会全体の利益に服することは自明の前提であったし、②また革命期の人々は法的権利としての救済・扶助に対しても極めて鋭敏な感性を有していた。こうして一封建制下における他者からの支配から脱したところの一自律した個人によって形成される社会像の下、統治から権利・扶助に至るまで、革命期の法概念が統一的に形成されていったのであった。

#### B) 19世紀前半

こうした革命期の法思想は、しかし、その後のフランスにおいてそのまま受け継がれていったわけではない。革命期が生み出した人民の政治参加を広く認める統治像は、19世紀前半とりわけ7月王政下において政治的へゲモニーを握ったギゾーらによって、テロルや帝政の引き金になったとして厳しく非難される。彼らは革命の遺産たる諸個人の権利や身分的特権の廃止といった成果を受け継ぎつつも、いかにして秩序ある社会を構築するのかという課題に向き合うこととなった。

彼らはまず、社会に人が先行するという社会像自体を拒否する。曰く、人は社会において産まれ生きてゆくのであって、社会及びそこに存在する法は所与として人々の前に立ち現れる。この法は神の法や自

然の法あるいは正義や理性と様々に表現された。彼らがこうした社会像を主張した眼目は、その統治像に良く表れている。社会が一定の法によって支配されている以上、人定法は人間意思によって恣意的に制定されるのではなく、この所与の法を実現するものでなければならない。しかし、この法を万人が認識・理解可能なわけではない。ごくごく限られた、教養や知性・理性の持ち主のみがこれを理解することが出来るのである。それゆえ、統治制度もまた、この一部の人々のみが政治に参与可能なものとして整備されねばならない。ギゾーは極めて厳しい制限選挙を主張したが、それはこうした社会像に裏打ちされたものであったことに注意が必要である。

この階層化された社会像は権利や扶助といった概念にも影響を及ぼす。すなわち当時の権利論の中心を占めた土地所有権に関する議論においては、名望家層の所有権は社会全体の利益のために行使されるものと観念されたし、また彼らは貧者に対する慈善についても大きな役割を負うべきとされた。政治参加可能な市民の範囲が極端に限定されることによって社会は階層化されーギゾーはこれを新たなアリストクラシーと呼んだ一、その上下の関係の中でこそ社会の秩序が実現されると考えられたのである。

# C) 第三共和制一自由主義憲法学

その後、第二共和制と第二帝政を経て、第三共和制が成立する。この時期の議論には、以下の前提条件が存在した。まず 2 月革命で獲得されつつも第二帝政下において実質的に骨抜きにされていた男子普通選挙が、改めて第三共和制において実効化された。また、フランスは緩やかではあるものの産業革命を経験しており、経済構造もまた農業から工業中心のそれへとシフトしつつあった。

第三共和制期の憲法学をまず体系的に完成させたのはアデマール・エスマンであった。彼は共和国を擁護するレジストとしての役割を担い、革命期に成立したシィエスらの思想を受け継ぎつつ、自由の保障を主眼においた憲法学を追求した。エスマンの憲法学は、その社会像においては個人を基礎単位とするものであり、統治像においては普通選挙を前提としつつも純粋代表制を擁護することによって議会エリートにおける理性的統治を同時に追求するものであった。また権利概念はシィエスのそれを参照しつつ、自己所有としての権利論を基盤に個人の自由意思によって取り結ばれる法的関係を尊重する態度を採った。但し、彼は革命期の議論とは異なって権利概念をあくまでも対国家的な自由権に限局することで、一方ではこの時代に顕在化していた労働問題に対しては個人の自由意思の問題であるから憲法学が介入すべき問題ではないという態度を示し、他方でいわゆる社会権についても国家に対して救済を求める権利は存在しえないという主張を行った。ここにおいて、革命期と一定の共通性を有するエスマンの思想が、しかし現実の社会の変動の中で、時代に対応しえないものとして立ち現れることは避けがたいことが理解されるであろう。身分制の打破と諸個人の平等を生み出したはずの革命期の権利・救済概念は、そこからおよそ 100 年を経て、労働者階級を中心とする大衆層の抑圧と搾取をも正当化しうる論理に転化する現実的可能性を示したのである。

なお、この時期、社会問題への対応策として強く主張された思想潮流として、パトロナージュあるいは パテルナリスムというものがある。これは私企業内部において、企業主が家父長的な役割を担うことで 労働者の福利を実現することを要請するものであった。この議論においてはあくまでも私的領域におけ る社会問題の解決が第一義的なものとされ、国家の役割は後景に退く。

以上のように、この時期の自由主義的な議論においては、確かに革命期との一定の連続性がみられるし、また当時の存立基盤が未だ脆弱な共和国にとってこうした議論が大きな意義を有したことは確かで

あった。他方、社会・経済的状況の変容という与件のもとにおいてそれは、アナクロニックな色彩を帯びることもまた避けられなかった。

### D) 第三共和制-社会連帯主義

こうしたエスマン憲法学の問題を鋭く指摘しつつ登場したのがデュギーの社会連帯主義思想に基づく法学であった。デュルケームやデュギーは、改めて、社会と個人の関係性を問い直すところから議論を出発させる。すなわち、人はこの社会のただなかにおいて産まれ生きてゆくほかない。そして人々は社会の中で自らの能力や特性を生かすことによって相互に利益を提供しあう関係にある。そこには社会的連帯・相互依存が不可避的に成立する。それゆえ、この連帯という法則から法学もまた出発せねばならないのである。ここにおいて改めて、社会及びそこに内在する法を所与のものとして理解する立場からの法学の全面的刷新が試みられることになる。

デュギーは、エスマンのエリート主義的な議会制論とは異なる多元主義的な理論を提示する。すなわち彼は、現代社会において人々が多様な職業団体に属すること、この諸団体の利益の全体における調和こそが重要であることを説く。それゆえデュギーは従来の議会・選挙制度に変えて、比例代表制の導入や利益職能代表の必要を指摘する。もっとも、これが単なる諸集団の多様な利益のバーゲニングとは異なる、社会連帯の増進のための制度として提唱されたことに注意が必要である。

また権利概念についても、社会連帯の増進こそが人に課された法である以上、恣意的に自らの権利を行使することは許されない。各人はその職業等に基づいて果たすべき職分を輸しているとされる。例えば生産手段を所有する資本家は、それが社会全体の発展に資する限りにおいてこれを行使することが許されるのであり、彼らが労働者を搾取することは社会連帯の本来の趣旨に決して合致しない。かような意味においてデュギーは自由とは義務であると述べたのであった。また実質的平等への強い志向性は彼の公役務論に見て取れよう。従来の夜警国家に代わり、行政を中心とする国家活動によって教育・救済といった領域においても国家が果すべき役割が法的に論じられたことは大きな意味を持つ。

なお社会権論の領域では、戦後フランスを特徴づける社会保険中心の制度設計に思想的基盤を与えた 存在としてレオン・ブルジョワもまた重要である。彼もまた社会連帯主義思想を基礎にしつつ、社会的リスクなる概念をもとに、産業社会に適合的な保険システムの必要性を説いたのであった。

以上の要点を纏めれば以下のようになろう。フランスにおける憲法思想は、さまざまな社会像・法観念の下に多様な法思想が各時代において展開されてきたという点で、複雑な歴史的発展の過程を辿ってきた。すなわち、革命期は自然権と社会契約論に基づいて近代社会を創造した。それは人権や平等といった基本的な価値を提示したという点において極めて重要な歴史的意義を有すると共に、テロルのような忌まわしい記憶をももたらした。これを受けて19世紀前半の憲法思想では、人権や代表制といった革命の遺産を保持しつつも、秩序だった社会の在り方が希求された。そこでは所与としての社会及びこれに内在する法の存在を起点として法的概念の再構築が図られた。もっとも、こうした社会像が、とりわけ産業化と共に登場する類的存在としての労働者による政治参加の平等や社会保障の確立といった要求に合致しえないものであったことは言うまでもない。そうした中で、第三共和制期には、まずエスマンが革命期の社会像を受け継ぎつつ、いまだ不安定であった共和国フランスを擁護する理論を提示した。しかし純粋代表制や自己所有に基づく権利論といった革命期の法的概念は、そのままでは、賃金労働者たる多くの人々にとっては有用な概念とはなり得なかった。ここにおいて、社会連帯主義が対抗言説としての意

義を有することになる。即ち、(無論その具体的内容においては大きな違いを有するとはいえ社会像や法 観念において 19 世紀前半の憲法思想と一定の共通点を有する)社会連帯主義思想は、所与としての社会 や人が服するべき法を議論の出発点に据えることによって、産業化が進展した第三共和制中期以降の時 期において、実質的平等の実現や労働者階級の権利保護にも資する憲法論を展開しえたのであった。そ して、これらの成果が第四共和制憲法等に受け継がれてゆくこととなる。

## 第2節 結論

以上を踏まえ、本稿が分析してきた近代以降のフランス憲法思想史研究から得られる結論を述べてお きたい。上記の歴史から導き出される帰結の第一は、フランスにおける憲法思想は、これまで主として説 かれてきた歴史的過程とは異なり、決して単一の社会像・統治像の下に単線的に発展してきたのではな いということである。むしろ、社会・法・権利といった諸概念において多様な憲法思想が、時代によって その具体的意義を異にしつつ、異なる思想の克服による発展という過程を経てきたことが重要である。 革命期の社会契約論に対する 19 世紀前半期の社会を所与とする社会像、またレッセ・フェール的自由主 義に対する社会連帯主義の関係に見られるように、フランス憲法思想は上記の諸概念を巡って弁証法的 過程を辿ってきた。確かに、革命期に成立したところの自律した個人が取り結ぶ共和国という理念が現 代に至るまで中心的な位置にあったことは事実であろう。しかし、他方で、個人主義が―19 世紀中葉以 降のレッセ・フェール的権利論を擁護した例からも明らかなように一常に革命期の理念を体現しえたの ではないし、社会状況の変容によってこの個人主義理念が却って人々の権利・自由にとって抑圧的に機 能することもあった。それゆえ、革命において誕生した社会像・諸法概念は、異なる社会像や法概念によ って修正・補完されることを必要としていた。かくして、フランス憲法思想に存在する多様な潮流を認識 すること、それらの相互作用に目を向けることが今後のフランス憲法研究においては不可欠であろう。 こうした視角は、従来近代以降のフランスの特徴とみなされてきた国家像を修正しつつ、より多角的に 捉えることを可能にするものと考える。

またこうした全体像の読み直しに伴って個別的論点においても歴史認識の修正が必要であるように思われる。まず代表制についてである。これまでブルジョワイデオロギーの表れにすぎないと看做されることが殆どであった純粋代表や理性主権に基づく代表制論であるが、これらの議論の根底には、理性を有する代表者によって立法がなされる代表制こそが、人民の意思を直接政治に反映させるデモクラシーよりも質的に優れているという確信があったことに注意が必要であろう。本稿で述べたように、啓蒙以来、フランスにおける統治思想の根幹は各人の自由を可能にする政治制度の実現にあったのであり、そのために理性的な統治の在り方が探求されてきた。無論、例えばモンテスキューの時代においてそれは人一般の自由ではなく、革命期以降の歴史においても実現されるべき権利・自由の内実が一定の内容を有していたわけでは必ずしもない。しかし、第三共和制に至る代表制論において、人民の政治参与に対しては、それを通じて権利・自由が真に確保されるか否かという点がシリアスな問題として問われてきたことは注意に値する。この点、従来のフランス憲法研究とりわけ主権論や選挙権論においては主権の性質や有権者の範囲が注目を集めてきたように思うが、そうした尺度に基づいて各論者の議論を裁断する歴史読解は、ともすればこの点を看過する恐れがあるように思われる。デモクラシーという語が19世紀にかけての長い期間、衆愚政治に通ずるニュアンスを持たせられていたことからもうかがえるように、そこでは人民の政治参加そのものが統治の目的ではなく、それを通じて人々の権利・自由が十全に保障

されうるのか、という点が常に問われてきたのである。そしてフランスにおいて展開された代議制民主 主義の存在意義の本質を巡る議論は現代の我々にとっても重要な問いを投げかけるもののように思われ る。

続いて権利と扶助概念についてであるが、本稿の冒頭においても指摘したように、一般的な権利概念史として、(資本主義経済の成立・発展と関連しつつ)自由権から社会権へという発展段階が説かれるところである。しかし、本稿でも示したように、近代市民革命の代表例の一つたるフランス革命において成立したところの権利概念は、それ自体として産業資本の利害を体現するところの自由権という性格を帯びていたわけではなく、人々の権利行使には社会的制約が加えられることが自明視されていた。また法的権利としての扶助の必要性が革命期を通じて議論されていたように、社会権へと連なる理念がこの時点から明確に意識されてきたことも重要である。これに対して我々が通常イメージするようなレッセ・フェール的権利概念が成立したのは19世紀中葉以降のことであり、これに対する批判として成立した社会連帯主義思想はむしろ、資本主義経済下において革命期の権利概念を再度蘇生させる役割を担ったと評価することも出来るように思われる。このように、フランスの歴史を踏まえれば、従来の権利概念史の刷新が求められよう。